

## 受渡しによる決済の特例要領

## 受渡しによる決済の特例要領

### (目的)

**第1条** 本要領は、業務規程第47条第3項の規定に基づき、受渡しを履行できない場合の手続き等に関し、必要な事項について規定する。

### (申出方法)

**第2条** 取引参加者は、現物先物取引の受渡しを履行できない場合、直ちに、当社に対し、次に掲げる事項を記載した書面により申出を行うものとする。

- (1) 上場商品構成品
- (2) 受渡しの別
- (3) 枚数
- (4) その他の条件
- (5) 受渡しを履行できない事由

### (相手方の決定方法)

**第3条** 当社は、前条の規定に基づき、現物先物取引の受渡しを履行できないと申出があった受渡玉（以下「受渡不能玉」という。）について、次の各号に定める方法により、その相手方となる取引参加者を決定するものとする。

- (1) 当社の取引参加者のうち受渡不能玉と反対受渡玉を有する取引参加者に通知し、引受時限を定めた上で、受渡不能玉の引き受けを希望する取引参加者を募り、当該取引参加者に受渡不能玉を引き受けさせるものとする。
- (2) 前号に規定する希望者が2名以上あるときは、当社が抽せんを行い、引き受けする取引参加者を決定するものとする。
- (3) 前2号に規定する方法によることができず、又は当社が前2号に規定する方法による処理が適当でないと認めた受渡不能玉については、当社が指定した取引参加者に受渡不能玉を引き受けさせるものとする。

### (遅延損害等に相当する金銭の額)

**第4条** 当社は、第47条第3項に規定する遅延損害等に相当する金銭の額について、次の各号に定めるところにより、速やかに決定するものとし、当社はこれを現物先物取引の受渡しを履行できないと申出を行った取引参加者、その相手方となった取引参加者及び清算機構に通知するものとする。

- (1) 受渡しを履行できない取引参加者が受方の場合 渡方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を販売するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額

(2) 受渡しを履行できない取引参加者が渡方の場合 受方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を調達するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額

**(調査及び資料の提出要求等)**

**第5条** 当社は、取引参加者に対して、申出内容について説明を求めること、及び当該取引に係る書類その他資料を提出させることができる。

**(記録の保存)**

**第6条** 本要領に基づき受渡不能玉の決済を行った取引参加者は、当該申出に係る記録について、社内の文書保存規則等により、これを保存しなければならない。

**(改廃)**

**第7条** 本要領の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

**附則**

本要領は、平成30年5月14日に施行する。